

令和 8 年 9 月 吉日

特 定 非 営 利 活 動 法 人
愛媛県知的障害者福祉協会
理 事 長 丹 生 谷 孝 之
(公印省略)

令和 8 年度第 2 回強度行動障がい支援者養成研修の開催について(ご案内)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、標記の研修につきましては、愛媛県知的障害者福祉協会が愛媛県の指定を受け、下記の通り開催することとなりました。

各事業所の支援の質の向上に役立てて頂きますよう、ご案内申し上げます。

記

研修会名	令和 8 年度第 2 回愛媛県強度行動障がい支援者養成研修
開催時期	基礎研修 令和 8 年 12 月 12 日(土)～12 月 13 日(日) 実践研修 令和 9 年 1 月 16 日(土)～1 月 17 日(日)
開催場所	アイテム愛媛 大会議室
申込方法	当協会ホームページ及び愛媛県障がい福祉課ホームページに、募集要項を掲載いたしますので、ホームページより必要書類をダウンロードの上、所要の申込手続きを行って下さい。尚、案内はホームページのみとなり、改めて書面によるご案内はいたしませんのでご注意下さい。 <u>※開催要綱は基礎研修と実践研修になります。申込フォームにて、どちらかをお選びください。基礎研修、実践研修共に申し込むことも可能です。併せてホームページをご確認ください。</u> 協 会 ホ ー ム ペ ー ジ : https://www.welfare.ehime.jp/

以上

【お問い合わせ先】

愛媛県知的障害者福祉協会 事務局

〒791-1121 愛媛県松山市中野町甲 640 番地 はばたき園内

Web: <https://www.welfare.ehime.jp>

e-mail: behavioral@welfare.ehime.jp

※お問合せは電子メールのみとさせていただきます。

令和8年度第2回愛媛県強度行動障がい支援者養成研修(基礎・実践研修)募集要領

1 目的

自傷、異食、他害など本人の安全や周囲の方の生活に著しく影響を及ぼす課題行動・危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴とした「強度行動障がい」を有する方に対して、適切な支援を行うための基礎的な知識・支援方法の情報を提供する研修です。

2 実施主体

特定非営利活動法人愛媛県知的障害者福祉協会
(愛媛県指定事業者 愛媛県指令 3 障第 544 号取得済)

3 日程 (詳細な時間割等については、別添カリキュラム参照のこと)

基礎研修:令和 8 年 12 月 12 日(土)、13 日(日)

実践研修:令和 9 年 1 月 16 日(土)、17 日(日)

4 会場 アイテム愛媛 大会議室(松山市大可賀 2 丁目 1-28)

👉 <https://itemehime.com/>

※ アクセス、駐車場等は、上記 HP から確認をお願いします。

※ 有料の立体駐車場の他に、無料の臨時駐車場 <https://itemehime.com/p/> も利用できます。

5 受講対象者

所属する法人等の長(以下「所属長」という)の推薦を受けた者のうち、次の要件を満たし、全ての課程を受講できる方を対象とします。

原則として、愛媛県内の障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所・指定障害児入所施設において、知的障がい若しくは精神障がいのある児者を対象にした支援業務に現に従事している方、又は今後従事する予定のある方。

また、定員の都合上、応募超の場合は上記要件に該当する方のうちで先着順とさせていただきます。

6 受講定員

研修の受講定員は、**基礎研修80名程度、実践研修80名程度**。

開催の中止や、開催方法の変更等の対応をとることがあります。その場合、受講決定された方にご連絡いたします。当協会ホームページにも情報を掲載しますので、ご確認をお願いします。

7 受講料

研修に要する受講料として、次のとおり負担していただきます。

【基礎研修:20,000 円】

【実践研修:20,000 円】

※ 受講料の支払方法は、事前の振込のみとします。(振込手数料は受講者負担です)

- 納入された受講料は、全課程修了できなかった場合、および項目 12の注記によって受講を取り消した場合においても返金しません。
- 以下の提出期限(申し込み締め切り)後のキャンセルは受け付けません。申込みいただく段階で受講料が発生すること(受講決定した場合)を考慮いただき申し込いただきますようお願いいたします。

8 受講申し込み手続き

受講申し込みにあたっては、ホームページ上の Google フォームにてお申込みください。

※お申し込み後に Google フォームより確認メールが届かない場合は、項目13のメールアドレスまでお問合せください。

※基礎研修受講済みの方は修了書をメールに添付するか、郵送にてご提出ください。未提出の場合、受付できません。

提出期限:令和 8 年 11 月 9 日(月)※必着

注1 基礎研修、実践研修ともに、上記申し込み締め切りとなります。

注2 修了者に修了証書が交付されますので、受講者の氏名、生年月日については、誤字・脱字のないように入力してください。申込書入力間違いによる、修了証書の修正、再発行は有料となりますので再度、ご確認の上お申し込みください。

注3 障がいにより特別な配慮を必要とする場合は、その旨を受講申込書の所定の欄に入力してください。可能な範囲で対応いたします。但し、会場の構造上の問題等、事務局対応の及ばない場合は対応出来ません。

注4 申込書に入力漏れや入力ミスがある場合は申込書を受理できない場合があります。

9 受講決定通知

受講の可否を、令和 8 年11月13日(金)頃までに郵送にて通知します。

万が一、期日を過ぎても通知が届かない場合は、お手数ですが、項目 13のお問い合わせ先までご照会ください。

10 受講の確定手続き

受講決定通知を発出された方が、予め受講料を振り込む事で受講を確定いたします。

(現金での当日対応はいたしません。お振込みの確認が出来ない場合は、受講出来ませんのでご注意ください)

【振込先】

銀行名	愛媛銀行 森松支店
口座種別	普通預金
口座名義	トクテイヒエイリカッドウホウジンエヒメケンチテキシヨウガイシャフクシキョウカイ 特定非営利活動法人愛媛県知的障害者福祉協会
	リジチョウ ニュウノヤ タカユキ 理事長 丹生谷 孝之
口座番号	4314534

(1) 入金期限:令和 8 年 11 月 24 日(火)

- 基礎研修、実践研修ともに、上記が入金締め切りとなります。
- 入金締切日までに入金が確認出来ない場合は、自動的に受講を辞退されるものとみなし、事務局からの確認の連絡は行いません。
- 合理的な理由により入金が遅れる場合は、必ず締切日までに事務局までご相談ください。(締切後のご相談には一切応じられませんので、十分にご注意下さい)

(2) 振込み手数料は各自でご負担願います。

(3) 領収書は発行しませんので、振込みの際の控えを領収書としてお取扱いください。

(4) 振込用紙「ご依頼人名」のフリガナ記載時に、受講通知決定に記載してあります受講番号を頭に必ず付けて下さい。この番号でご入金を確認させていただきますので、記入漏れの無いようにご注意ください。法人や事業所で複数名を一括入金される場合は、どなたかの受講番号を代表として記入した上で、事務局まで内訳をご連絡下さい。

11 実践研修の課題について

実践研修の受講にあたり、冰山モデルの復習および支援手順書の予習を目的として、下記課題の提出をお願いいたします。

【課題内容】

- ① ご自身の職場において対象者1名を選定し、基礎研修で学んだ内容を振り返りながら作成した「冰山モデルシート」
- ② 基礎研修および実践研修のテキストを参考に、①の冰山モデルを基に作成した「支援手順書」

注1 事業所において既に冰山モデルシートや支援手順書を作成されている場合であっても、今回の課題につきましては改めて一からご自身で作成してください。

注2 各事業所で書式や様式が異なることと思いますが、本課題に関しては、当協会ホームページに掲載している指定様式をダウンロードのうえ、ご使用ください。

注3 対象者がいない場合は、当協会が設定した事例を対象として①②を作成してください。
なお、事例対象者の情報につきましてはホームページに掲載しております。

提出期限:令和 8 年 12 月 21 日(月)

12 修了証書の交付

修了の認定については講師等で編成する修了認定会議で研修の全課程を修了したと認められた者に対し交付します。

注1 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合、及び理由なく10分以上の途中退席がある場合は欠席扱いとします。(それ以降の研修は受講不可)

注2 次の各号のいずれかに該当するときは、その場で受講を取り消す場合があります。

- ① 遅刻を繰り返す者。(研修の都度、数分の入室遅れをすること)
- ② 学習意欲が著しく欠け(研修中の居眠り、スマートフォンの操作等を含む)修了の見込みがないと認められる者。
- ③ 研修の秩序を乱し、その他の受講者に迷惑な行為を及ぼす者。

13 研修内容等に関するお問合せ先・申込み先

〒791-1121 愛媛県松山市中野町甲 640 番地

特定非営利活動法人 愛媛県知的障害者福祉協会 事務局

e-mail:  behavioral@welfare.ehime.jp

Web:  <https://www.welfare.ehime.jp/>

【お願い】お問い合わせ等への対応は、行き違いを避ける為に原則としてメール対応とさせていただきます。ご理解の上ご協力をお願い申し上げます。